

静岡県立総合病院への交通アクセス

●バス：

J R 静岡駅・新静岡セノバから

- 77 唐瀬線（三松経由唐瀬車庫行）県立総合病院入口下車
- 76 上足洗線（上足洗経由唐瀬車庫行）県立総合病院下車
- 70 } 県立病院高松線（中町経由県立総合病院行）県立総合病院下車
- 88 }
- 90 }

●タクシー：J R 静岡駅より 約20分



施設・科名	聖隷浜松病院 耳鼻咽喉科		
所在地	〒430-8558 浜松市中区住吉2-12-12		
電話	053-474-2222	F A X	053-471-6050
ホームページ アドレス	http://www.seirei.or.jp/hamamatsu/		
休日	日曜 祝祭日 年末年始		
受付時間	耳鼻咽喉科外来初診受付 月～金7:30～11:30 土 7:30～11:00 こども外来受付 14:00～15:30		
受診・相談 申し込み方法	乳幼児の聴力精査希望の場合は、 ① 紹介状がなく直接受診する場合、上記受付時間に受診してください。 ② 他院より紹介にて受診する場合、病診連携システムにより事前に予約をとることができます。病診連携室へご連絡ください。		
対象者	0ヵ月～ 年齢制限はありません。 ただし、こども外来は中学生まで		
精密検査内容	ABR	可	不可
	OAE	可	不可
	BOA	可	不可
	COR, Peep Show Test	可	不可
	遊戯聴力検査	可	不可
乳幼児の 補聴器適合	可	不可	
言語・発達検査	可	不可	
<p>聴覚障害に関わる機関として複数の立場から多様なサービスを一貫して提供しています。院内出生児およびNICU入院児を対象として新生児聴覚スクリーニングを行っています。聴覚障害が疑われた場合、その後精密検査を行い、フォローアップを継続します。</p> <p>また小児科をはじめ複数の科とのチームアプローチを展開しています。特に言語聴覚士とは連携を密にとり、耳鼻咽喉科医とともにフォローアップします。</p> <p>ご家族のご希望に応じて、聴覚特別支援学校や近隣の療育施設などに紹介しています。療育にはおもに言語聴覚士が対応しています。言語・発達等も含め軽度から高度難聴にいたるまで特に制限なく対応しています。</p>			

聖隷浜松病院への交通アクセス

●バス：

浜松駅北口 バスターミナル14番ポールより

〔8〕 せいれいまわり 富塚じゅんかん または

〔51〕 せいれい 泉 高丘

聖隷浜松病院バス停下車（所要時間約15分）

●タクシー：浜松駅より約10分

●東名高速道路：浜松西インターチェンジより車で約20分



施設・科名	浜松医科大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科		
所在地	〒431-3125 浜松市東区半田山1-20-1		
電話	053-435-2252	F A X	053-435-2253
ホームページ アドレス	https://www.hama-med.ac.jp/hos/departments/otorhinolaryngology/index.html		
休日	土曜日および日曜日・祝日法による休日 12月29日から翌年の1月3日まで		
受付時間	平日午前8：30～午前11：00（一般外来）		
受診・相談 申し込み方法	毎週火曜日・木曜日 午前8：30～午前11：00に難聴外来があります		
対象者	0ヵ月～ 年齢制限はありません。		
精密検査内容	A B R	Ⓞ	不可
	O A E	Ⓞ	不可
	B O A	Ⓞ	不可
	C O R, Peep Show Test	Ⓞ	不可
	遊戯聴力検査	Ⓞ	不可
乳幼児の 補聴器適合	Ⓞ	不可	
言語・発達検査	Ⓞ	不可	
<p>日本耳鼻咽喉科学会の推奨する新生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関として診療を行っています。上記検査の他にASSR検査も実施可能です。新生児聴覚スクリーニング後の0歳児から月齢・年齢に応じた精密聴力検査を施行し、軽度難聴～高度難聴に至るまで難聴の程度に応じ、医師と言語聴覚士による定期的なフォローアップを行っております。必要に応じ、補聴器装用の支援・指導および浜松聴覚特別支援学校（浜松聾学校）をはじめとする近隣の療育施設への紹介も行います。</p>			

浜松医科大学医学部附属病院への交通アクセス

浜松医科大学は浜松駅から約10.6 km北方に位置しています。

〒430-3092 静岡県浜松市東区半田山1丁目20番1号



●バスをご利用の方

浜松駅北口バスターミナル13番ポールより

路線番号 50 磐田山の手線医大行き

路線番号 57 医大循環（中央署まわり）

所要時間 約35分 料金 410円 「医科大学」下車

施設・科名	静岡県立沼津聴覚特別支援学校 教育相談・乳幼児教室		
所在地	〒410-0045 静岡県沼津市泉町4番1号		
電話	055-921-3398	F A X	055-923-5327
メールアドレス	numazu-sd@edu.pref.shizuoka.jp		
ホームページアドレス	http://www.edu.pref.shizuoka.jp/numazu-sd/home.nsf/IndexFormView?OpenView		
休日	毎週土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始		
受付時間	8時30分～16時50分		
受診・相談 申し込み方法	予約制 上記電話にて「教育相談」担当までご連絡下さい。		
対象者	0～18歳のきこえに心配のある方の相談を受け付けています。		
測定内容	BOA	Ⓚ	不可
	COR, Peep Show Test	Ⓚ	不可
	遊戯聴力検査	Ⓚ	不可
乳幼児の 補聴器適合	Ⓚ	不可	
言語・発達検査	Ⓚ	不可	
<ul style="list-style-type: none"> ●指導担当 <ul style="list-style-type: none"> ・本校所属の教育相談担当・乳幼児教室担当が担当します。 ●指導回数や時間帯 <ul style="list-style-type: none"> [教育相談] 月～金：9時30分～12時、13時30分～16時50分 1～2時間程度の相談を受け付けています。 [乳幼児教室] 0歳児：個別 月1回程度 1歳児：個別 週1回程度、グループ：2週に1回程度 2歳児：個別・グループ それぞれ週1回程度 ●教育相談・乳幼児教室の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりのお子さんのきこえや発達に応じ、ご家族とのあそび方やかかわり方を助言します。 ・音声、身振り、動作などを使い、お子さんとのよりよいコミュニケーションを通して、安定した親子関係が築けるよう支援します。 ・聴覚を活用しながら、音声、表情、身振りなど様々な手段を使って伝え合う楽しさを経験しながら、ことばの基礎を育てます。 ・お友達といっしょに遊ぶことを通して、生活習慣や社会性の基礎を育てます。 ・医療機関と連携し、きこえの測定や補聴器の調整、装用指導などを行います。 ・聴覚障害に関する各種情報を提供します。 ・保護者同士が学習や懇談をする場を作っています。そこで、きこえやコミュニケーション、子育て、福祉制度などについて理解を深めたり学習会を行ったりします。 ●費用 <ul style="list-style-type: none"> ・費用は原則として無料ですが、おやつ代や教材費など実費負担が必要な場合があります。 			



静岡県立沼津聴覚特別支援学校への交通アクセス

● J R 沼津駅 北口より 徒歩 約15分



施設・科名	静岡県立静岡聴覚特別支援学校 教育相談・乳幼児教室		
所在地	〒422-8047 静岡市駿河区中村町251番地		
電話	054-283-6441	F A X	054-283-2625
メールアドレス	shizuoka-sd@edu.pref.shizuoka.jp		
ホームページ アドレス	http://www.edu.pref.shizuoka.jp/shizuoka-sd/home.nsf		
休日	毎週土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始など学校休業日		
受付時間	8時30分～16時30分		
受診・相談 申し込み方法	予約制 上記電話・FAX・メールにて教育相談担当まで御連絡ください。		
対象者	音への反応が悪い、ことばの発達がおそいなど聴覚障害やその疑いのある子ども		
測定内容	BOA	可	不可
	COR, Peep Show Test	可	不可
	遊戯聴力検査	可	不可
乳幼児の 補聴器適合	可	不可	
言語・発達検査	可	不可	
<p>●指導担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 本校所属の教育相談担当・乳幼児教室担当が対応します。 <p>●指導回数や時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談は、月～金・9時～12時・13時30分～16時30分の間で1～2時間程度の相談を行っています。0歳児は教育相談で対応しています。 1歳児には個別指導を毎週1回（1回1時間30分）とグループ指導を月2回行っています。 2歳児には個別指導とグループ指導を毎週それぞれ1回ずつ（1回2時間程度）行っています。 <p>●教育相談・乳幼児教室の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりのお子さんのきこえや発達に応じ、ご家族とのあそび方やかわり方を助言します。 音声、身振り、動作などを使い、お子さんとのよりよいコミュニケーションを通して、安定した親子関係が築けるよう支援します。 聴覚を活用しながら、音声、表情、身振りなど様々な手段を使って伝え合う楽しさを経験させ、ことばの基礎を育てます。 お友達といっしょに遊ぶことを通して、生活習慣や社会性の基礎を育てます。 医療機関と連携してきこえの測定や補聴器の機種を選定、調整、装用指導などを行います。 聴覚障害に関する各種情報を提供します。 保護者同士が学習や懇談をする場を作っています。そこで、きこえやコミュニケーション、子育て、福祉制度などについて理解を深めたり学習会を行ったりします。 <p>●費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談・指導費用は原則として無料です。 ただし、おやつ代や教材費など実費負担が必要な場合があります。 			

静岡県立静岡聴覚特別支援学校への交通アクセス

● JR 静岡駅より

・バス

静岡駅前バス乗り場

駅北口 ①番 26 大浜行

中村町上 または 中村町下 下車

所要時間 バス 約15分 徒歩 7分

・タクシー

静岡駅南口タクシー乗り場より 約10分

・自家用車

静岡駅周辺より 約15分

静岡インターより 約5分



施設・科名	静岡県立浜松聴覚特別支援学校 教育相談・乳幼児教室		
所在地	〒433-8123 静岡県浜松市中区幸三丁目25-1		
電話	053-471-8197	F A X	053-471-7149
メールアドレス	hamamatsu-sd@edu.pref.shizuoka.jp		
ホームページ アドレス	http://www.edu.pref.shizuoka.jp/hamamatsu-sd/home.nsf/		
休日	毎週土曜日・日曜日・祝日・年末年始など学校休業日		
受付時間	8時30分～16時30分		
受診・相談 申し込み方法	予約制 上記電話・F A X・メールにて教育相談担当までご連絡ください。		
対象者	0歳からの18歳までの聴覚障害児またはその疑いのある子		
測定内容	BOA	Ⓐ	不可
	COR, Peep Show Test	Ⓐ	不可
	遊戯聴力検査	Ⓐ	不可
乳幼児の 補聴器適合	Ⓐ	不可	
言語・発達検査	Ⓐ	不可	
<ul style="list-style-type: none"> ●指導担当 <ul style="list-style-type: none"> ・本校所属の教育相談担当・乳幼児教室担当が担当します。 ●指導回数や時間等 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児教室は基本1～2週に1回の個別指導で、お子さんの様子をみながらグループの指導も行っています。相談室は予約制です。 ●教育相談・乳幼児教室の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりのお子さんのきこえや発達に応じ、ご家族の遊び方やかかわり方を助言します。 ・音声、表情・身振りなどを使い、お子さんとのよりよいコミュニケーションを通して、安定した親子関係が築けるよう支援します。 ・聴覚を活用しながら、音声、表情、身振りなど様々な手段を使って伝え合う楽しさを体験させ、ことばの基礎を育てます。 ・お友達といっしょに遊ぶことを通して、生活習慣や社会性の基礎を育てます。 ・医師等の了解を得てきこえの測定や補聴器の機種を選定、調整、装用指導等を行います。 ・聴覚障害に関する各種情報提供をします。 ・保護者同士が懇談する場を作ります。そこで、きこえやコミュニケーション、子育てなどについて理解を深めるための学習会も行います。 ●費用 <ul style="list-style-type: none"> ・相談・指導費用は原則として無料ですが、おやつ代、教材費など実費負担があります。 			

静岡県立浜松聴覚特別支援学校への交通アクセス

● JR浜松駅より

- ・バス

浜松駅バスターミナルより乗車

⑬番のりば「山の手 医大」行 約20分乗車 「あいホール」下車

あいホールから 徒歩8分

● 遠州鉄道新浜松駅より

- ・遠州鉄道新浜松駅より乗車 西鹿島方面行 約10分乗車「上島駅」下車
上島駅から 徒歩20分

● 自家用車

- ・浜松駅周辺から 約20分
- ・浜松西インターから 約20分
- ・浜松インターから 約25分
- ・三方原スマートインターから 約10分



(1) 身体障害者手帳の交付等

1. 身体障害者手帳の交付

【内 容】身体障害者手帳は、身体に障害がある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度によって1級から6級まで区分されます。また、交付を受けた後、障害の程度に変化があった場合には再度申請をすることができます。

【対象内容】視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能に永続する障害がある方。

【手 続】指定医師による診断書、写真等を添えて申請します。

※申請手続きの詳細は下記参照

【窓 口】市福祉事務所、町役場障害福祉担当課

■交付と内容変更

・身体障害者手帳の交付を受けるには
身体障害者手帳の交付を申請するには、次の書類等が必要です。

①身体障害者手帳交付申請書

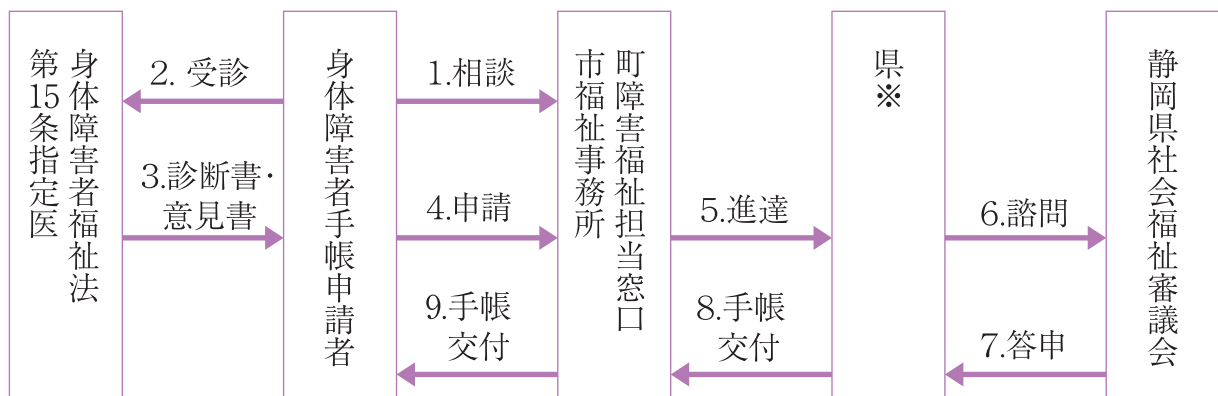
②身体障害者診断書・意見書（指定医師が作成したものに限る。）

写真（横3cm・縦4cm、上半身・無帽）

お住まいの市の福祉事務所又は町役場の障害福祉担当窓口で事前に相談のうえ、指定医師の診断書等の書類を添えて申請してください。（指定医師については窓口で確認してください。）

なお、申請から交付までの流れは次のようになっています。

■身体障害者手帳交付事務の流れ



※静岡市、浜松市、富士市にお住まいの方は「市」の手帳が交付されます。

■ 注意事項

次の場合には、お住いの市の福祉事務所又は町の障害福祉担当窓口で必ず手続きをしてください。

- ①住所、氏名が変わったとき
- ②手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
- ③写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
- ④障害の程度が変化したときや、新たに障害が加わったとき
- ⑤手帳が不要になったとき

■ 聴覚障害にかかる身体障害程度等級表

等級	聴覚障害の程度
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
4級	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの (耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
6級	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、 他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

2. 補装具の交付・修理

【 内 容 】 障害者等の失われた身体機能を補完又は代替する用具（補聴器、車椅子、義肢等）の購入又は修理に係る費用を支給するものです。

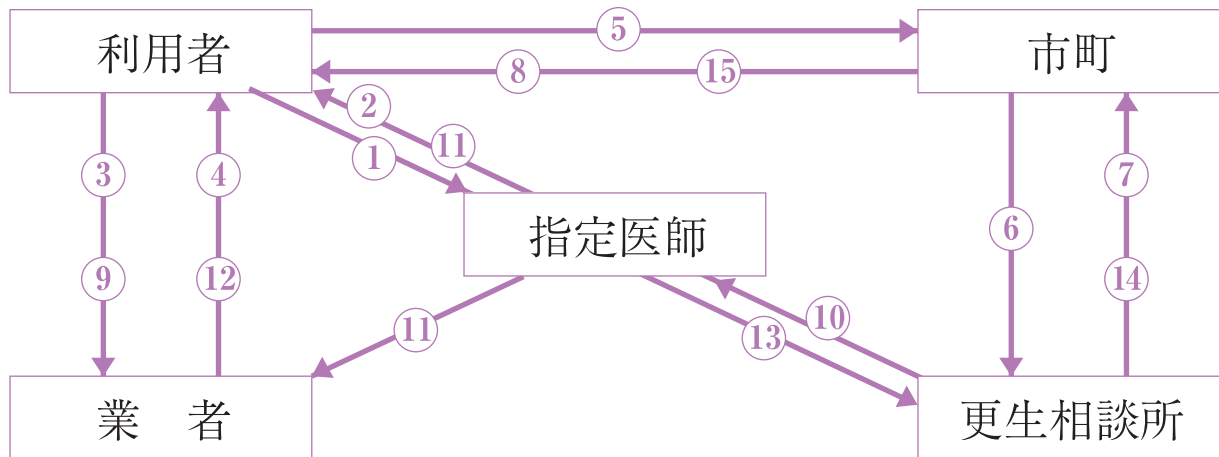
【 窓 口 】 市福祉事務所、町役場障害福祉担当課

【 費 用 】 所得に応じて費用の負担（原則1割）があります。

種 目	名 称
補聴器	高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型 重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型 耳あな型(レディーメイド、オーダーメイド) 骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型 等

※令和2年4月に、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）が新設されました。

■補装具費支給事務の流れ



- ①意見書作成依頼 ⑤支給申請 ⑨補装具製作依頼 ⑬適合判定意見書提出
- ②意見書交付 ⑥判定依頼 ⑩適合判定意見書郵送 ⑭適合判定確認書交付
- ③見積作成依頼 ⑦判定書交付 ⑪適合判定実施 ⑮補装具費支給
- ④見積書発行 ⑧決定通知支給券交付 ⑫補装具納品

3. 日常生活用具の給付等

【内 容】 障害者等の失われた身体機能を補完又は代替する用具（補聴器、車椅子、義肢等）の購入又は修理に係る費用を支給するものです。

【窓 口】 市福祉事務所、町役場障害福祉担当課

【費 用】 所得に応じて費用の負担（原則1割）があります。

■聴覚障害に関する項目（例示）※市町によって取り扱いが異なります。

区分	品 目	対象者(児・者)	性 能
給付	聴覚障害者用 印字型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児)。又は、同程度の障害を有する難病患者等。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの。

区分	品目	対象者(児・者)	性能
給付	聴覚障害者用 印字型通信装置	聴覚障害者用情報受信装置聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者(児)。又は同程度の障害を有する難病患者等。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの。
給付	人工内耳用電池	聴覚障害者(児)又は、同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用している者(児)。	・人工内耳用ボタン電池 ・人工内耳用充電器及び充電電池

<参考> 県のガイドライン（人工内耳用電池）について

1 県のガイドラインとは

各市町における日常生活用具給付等事業を含む地域生活支援事業の実施に関する技術的助言として、県としての実施の考え方を示したもの。

日常生活用具給付等事業については、対象品目等を例示している。

2 ガイドラインの改正（人工内耳用電池に係るもの）

平成24年2月	日常生活用具給付等事業の対象品目に、「人工内耳用電池（人工内耳用ボタン電池）」を追加 基準額：月額2,500円（ボタン電池）
平成26年3月	対象品目に、「人工内耳用充電器及び充電電池」を追加 耐用年数：3年（充電器及び充電電池） 基準額：44,100円（充電器及び充電電池）
平成30年3月	「人工内耳用充電器及び充電電池」の耐用年数及び基準額を細分化 耐用年数：3年（充電器）、1年（充電電池） 基準額：28,080円（充電器）、17,280円（充電電池）

3 例示の内容（人工内耳用電池）

種目	情報・意思疎通支援用具		
品名	人工内耳用電池		
対象者(児)	聴覚障害者(児)であって、現に人工内耳を装用している者		
性能	人工内耳用ボタン電池	人工内耳用充電器及び充電電池	
耐用年数	—	充電器：3年	充電電池：1年
基準額	月額2,500円	充電器：28,080円	充電電池：17,280円

4. 更生医療（育成医療）の給付

【内 容】 障害を除去したり、障害の程度を軽くするための医療を受けることができます。

【窓 口】 更生医療（18歳以上）市福祉事業所・町障害福祉担当課
育成医療（18歳未満）市福祉事務所・町障害福祉担当課

【費 用】 世帯の所得に応じ負担上限月額が異なります。

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

平成25年度から、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得、コミュニケーション能力の向上、教育等における健全な発達を支援するため、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」を開始しました。

【実施主体】 市町（※政令市を除く）

【負担割合】 利用者1／3、市町1／3、県1／3

【補助対象】 補聴器の購入費用等（新規購入、更新（耐用年数5年経過以降）、修理）

【補助対象者】 18歳未満。両耳の聴力レベルが30db以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない者

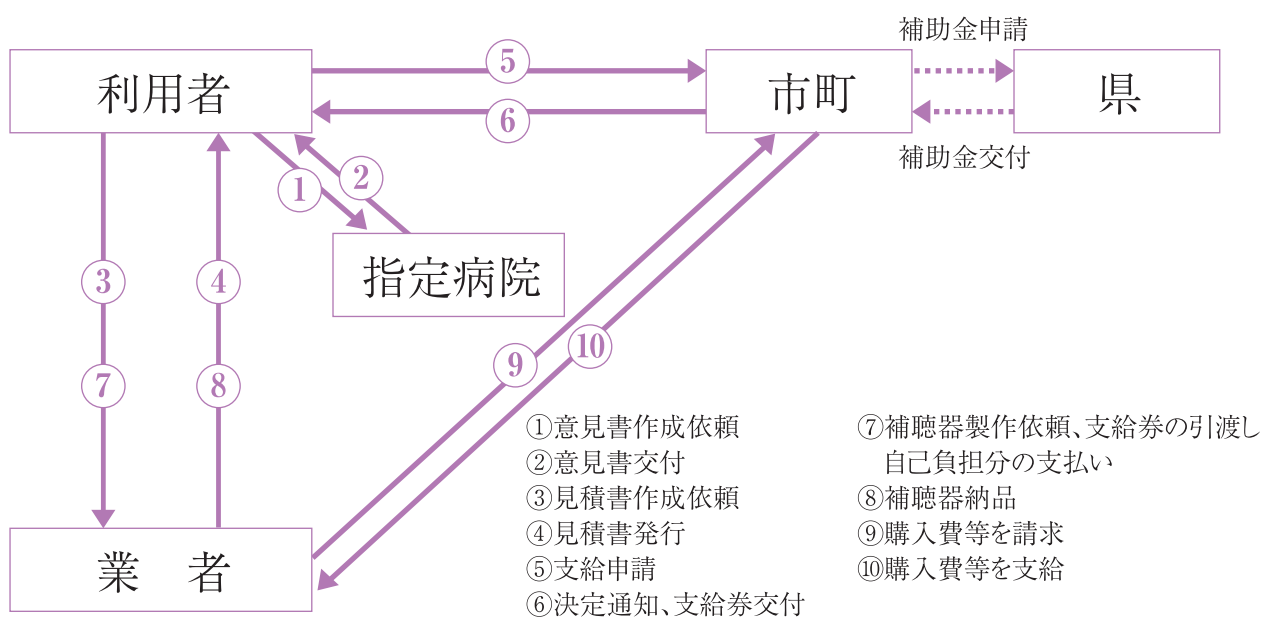
*指定病院の診断書により補聴器が必要とされているものに限る

【補助基準額】 障害者総合支援法に基づく補装具費の基準に定める価格を準用

【所得制限】 世帯の中に市町民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は対象外（補装具費の基準を準用）

※静岡市及び浜松市においても、ほぼ同様の助成事業を実施

参考：申請～支給の流れ(例)



● 県内の精密聴力検査機関（指定病院）

・沼津市立病院 ・静岡県立総合病院 ・聖隷浜松病院 ・浜松医科大学医学部附属病院

(3) 補聴援助システム貸与事業

静岡県では平成24年より身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する切れ目ない福祉サービスのひとつとして、学習機会の確保を図り、健全な発達を支援するため、補聴援助システムの送受信機の貸し出しを行っています。令和2年度より、対象を身体障害者手帳所持の高・重度難聴児を含めた全難聴児まで拡大しました。

【貸出対象者】 両耳30dB以上の難聴児

18歳まで

医師の診断書により補聴援助システムが必要とされている者

【貸出要件】 ①補聴援助システムの利用の効果・必要性について、医師の医学的診断を受けている者

②授業等での補聴援助システムの利用について、学校側の理解・協力が得られていること

【貸出期間】 原則6ヵ月（身体障害者手帳所持者は3ヵ月）

【貸出台数】 1人につき1台（1セット）

【貸出機関】 県乳幼児聴覚支援センター（県立総合病院内）

(4) きこえの手帳

出生直後の「新生児聴覚スクリーニング検査」により発見された聴覚障害（疑いを含む）児の治療や支援に役立てるため、経年的に聴力検査の結果が記録できる「きこえの手帳」を作成し、活用しています。

この手帳を活用することにより、検査データを蓄積でき、経年的に障害レベルや予後の判断ができること、口頭では説明しにくい聴力検査の結果を、患者と支援者が共有することで、必要な検査、治療、福祉サービスの利用などに役立ちます。

【配布対象】 18歳未満の児で以下の機関で手帳利用が薦められる児とその親

【配布施設】 ・ 新生児聴覚検査の精密聴力検査医療機関
・ 聴力障害治療のため定期的に受診している各耳鼻科医療機関
・ 静岡県乳幼児聴覚支援センター

【内 容】ア 新生児期の聴覚検査の結果

(新生児聴覚スクリーニング検査・精密聴力検査など)

イ 「きこえ」の自己チェック表

ウ 各種聴力検査結果の記録

- ・医療機関 ・学校健診
- ・補聴器適合検査 など

エ 聴力に関する参考資料

- ・聞こえの仕組み
- ・聞こえに関するQ A
- ・聴力検査の種類 など

オ 関係機関連絡先一覧



(5) 聴覚障害児等療育支援事業

静岡県では、聴覚に障害のあるお子さんとそのご両親を福祉的な面からサポートするため、各関係機関と連携しながら、以下の事業を行っています。

● 聴覚障害児療育相談窓口

聴覚に障害のあるお子さんとの関わり方や福祉制度の使い方、子ども同志の関係づくりといったことを、聴覚障害者や手話通訳者などがアドバイスします。

● ピアカウンセリング

ピアカウンセリングは、聴覚に障害のあるお子さんを育てた経験がある、静岡県認定の登録ピアカウンセラーが対等な立場でお話をお聴きします。

● 親子手話教室

聴覚に障害のあるお子さんとそのご両親が、ゲームや遊びを通じ、楽しみながら手話を学ぶことにより、親子や周囲との円滑なコミュニケーションを図ることを目的とした教室です。

11 様式・資料

- 様式 1 - 1 新生児聴覚スクリーニング検査 リーフレット
(県・乳幼児聴覚支援センター 作成)
- 様式 1 - 2 新生児聴覚スクリーニング検査受診票2021
- 様式 1 - 3 要再検／要精密になったら (リーフレット)
- 様式 2 - 1 新生児聴覚スクリーニング検査申し込み書 自動ABR (AABR) 用
- 様式 2 - 2 新生児聴覚スクリーニング検査申し込み書 OAE用
- 様式 3 - 1 スクリーニング結果説明 自動ABR (AABR) 「要再検／要精密」
- 様式 3 - 2 スクリーニング結果説明 OAE 「要再検／要精密」
- 様式 3 - 3 スクリーニング結果説明 自動ABR (AABR) 「パス」
- 様式 3 - 4 スクリーニング結果説明 OAE 「パス」
- 様式 4 きこえとことばのチェックリスト
- 様式 5 スクリーニング機関から精密検査施設への紹介状
- 様式 6 新生児聴覚スクリーニング検査 相談結果票
- 資料 新生児聴覚スクリーニング検査後の支援体制について

様式1-1 新生児聴覚スクリーニング検査 リーフレット

Q 精密聴力検査機関での詳しい検査はどんなものですか?

A スクリーニング検査よりももっと詳しい脳波の検査 (ABR) と赤ちゃんの音への反応を観察する検査などを行います。ABR では、赤ちゃんの月齢によっては少量の催眠剤を使用することがありますが、身体への影響や痛みなどはありません。

新生児聴覚スクリーニング検査で要精密と診断された場合は下記の精密聴力検査機関で詳しい検査を受けてください。

- ◎沼津市立病院耳鼻咽喉科
沼津市東椎路字春ノ木550
☎055-924-5100
- ◎静岡県立総合病院耳鼻咽喉科
静岡市葵区北安東4-27-1
☎054-247-6111
- ◎聖隷浜松病院耳鼻咽喉科
浜松市中区住吉2-12-12
☎053-474-2222
- ◎浜松医科大学医学部附属病院耳鼻咽喉科
浜松市東区半田山1-20-1
☎053-435-2111

ことばや聞こえの発達表

出生～3か月

- 突然大きな音がするとびくっとする
- 誰かが話したり、音をたてたりすると目を覚ましたり泣き出したりする
- お母さんの声に気づき、話しかけるとしずかになる

3～6か月

- 興味がある音の方に目を向けたり、ゆっくり探す
- 音に聞き入る様子がみられる
- 音がするとすぐに目を覚ます

6～12か月

- 小さな音にもすぐ気づき、その音の方を見る。
- 「だめ」や「バイバイ」のことばを理解する

12か月～

- ことばを真似しはじめる
- 「ママ」「ワンワン」などのことばを話しはじめる



静岡県乳幼児聴覚支援センター
〒420-8527 静岡市葵区北安東 4丁目 27-1
静岡県立総合病院内 (内線 8181)
TEL: 054(247)6168 FAX: 054(247)6171
E-mail gh-nyuyoji-aso@shizuoka-pho.jp


静岡県健康福祉部 こども家庭課
〒420-8601 静岡市葵区進手町 9番6号
TEL: 054(221)2993

生まれたばかりの赤ちゃんの聞こえを調べます...

新生児聴覚スクリーニング検査について



赤ちゃんはお母さんのお腹の中にいるときから音を聞いています



生まれたあともお母さんが語りかけることばや歌、色々なおもちゃの音などを聴いて育っています。

生まれつき両耳に難聴がある赤ちゃんは1,000人に1～2人といわれています。赤ちゃんの難聴に周りの人が気付かずにいると、赤ちゃんはことばを学ぶための大事な経験をつんでいくことができません。

赤ちゃんが聞こえているかどうかは、外見だけではわかりません。ご家族が難聴の兆候に早く気付くことが大切です。



新生児聴覚スクリーニング検査は、赤ちゃんの生まれつきの難聴を早く発見するために考えられた検査です

赤ちゃんが生まれてから退院するまでの間に、授乳後などの赤ちゃんがぐっすり眠っている間に検査します。

検査の所要時間は10分程度で、痛みやお薬の使用などは全くありません。

新生児聴覚スクリーニング検査 Q & A

Q スクリーニング検査を受けるほうがよいのでしょうか?

A ことばの発達のためには聞こえが大切です。生まれつきの難聴があっても十分な対応をすれば、ことばの発達を促すことができます。

スクリーニング検査は難聴を早くみつけるきっかけになります。診断結果ができるまでの間、育児不安になる方もいます。ご心配があれば、地域の保健センター・保健師や乳幼児聴覚支援センターにご相談下さい。

県外での里帰り出産などでやむを得ず検査を受けられない場合は事前に、お住まいの市町保健センターへご相談下さい。

Q 検査は費用がかかりますか?

A 静岡県では検査費用の公費助成を行っています。お住まいの市町保健センターで交付される「新生児聴覚スクリーニング検査受診券」を分娩医療機関に御提出ください。

Q スクリーニングで「パス(pass)」と言われました。どのような意味ですか?

A 検査の時点で、その耳の聞こえは正常ということです。ただし、生まれたときには正常な聞こえでも、成長の過程で、中耳炎、おたふく風邪、髄膜炎等にかかって難聴になる場合や、まれに進行する難聴である場合もあります。母子手帳や付表などを参考に、赤ちゃんの聞こえの発達をよく観察しましょう。

Q 「要精査(refer)」と言われたら、どうすればいいのですか?

A 要精査の結果が、必ずしも難聴を意味しているわけではありません。

検査時に赤ちゃんが動いたり、新生児耳垢(胎脂)があると正しい結果になりません。きちんと確かめるために、産科の紹介状を持って、精密聴力検査機関で検査を受けましょう。

様式1-2 新生児聴覚スクリーニング検査受診票

(様式1)

新生児聴覚スクリーニング検査受診票

下記の児の新生児聴覚スクリーニング検査を依頼します。

委託医療機関 様 〇〇市町長

(助成上限額)

自動ABR	円	OAE	円
-------	---	-----	---

保護者の方へ

- この受診票は、出産後、最初の新生児聴覚スクリーニング検査時にお使いください。
- 検査は出産後入院中に受けてください。里帰り出産等で入院中に受けられない場合は出産後1ヶ月までに受けてください。ただし、医師の指示がある場合を除きます。
- 生後〇ヶ月を超えると、助成は受けられませんので注意してください。
- この受診票は、市(町)内在住の方が委託医療機関で利用できます。ただし、市(町)外へ転居した場合は使用できませんので、転居先の市(町)にお問合せください。
- この受診票は、右の聴覚検査を実施した場合に、検査方法に応じて一定金額を上限として助成するものです。実際の検査費用が助成上限額を超えた場合は、自己負担額が発生しますので、ご了承ください。
- この受診票は委託医療機関から〇〇市(町)に提出されます。
- この受診票は、原則再発行はできません。
- 新生児聴覚スクリーニング検査の内容は、静岡県乳幼児聴覚支援センターのホームページでご確認ください。URL <https://shizuoka-kikoosupport.jp/>

交付番号	
交付日	
新生児氏名 (生年月日)	(. .)
保護者氏名	
住所	

(医療機関記載用)

新生児聴覚スクリーニング検査を実施したので報告します。

年 月 日

〇〇市町長 あて

所在地
委託機関名
医師名 印

受診年月日	年 月 日 (生後 月 日)
出産施設	<input type="checkbox"/> 自院出産 <input type="checkbox"/> 他院出産
検査方法	実施した検査にチェックしてください <input type="checkbox"/> 自動ABR (自動聴性脳幹反応検査) <input type="checkbox"/> OAE (耳音響放射検査)
検査結果	検査結果にチェックしてください 【右耳】 <input type="checkbox"/> パス (Pass) <input type="checkbox"/> 要再検 (Refer) 【左耳】 <input type="checkbox"/> パス (Pass) <input type="checkbox"/> 要再検 (Refer) ※検査結果を母子健康手帳に記載 (又は結果票を貼付) してください。
紹介先医療機関	検査結果が要再検だった場合、紹介先医療機関をチェックしてください <input type="checkbox"/> 沼津市立病院 耳鼻咽喉科 <input type="checkbox"/> 静岡県立総合病院 耳鼻咽喉科 <input type="checkbox"/> 聖隷浜松病院 耳鼻咽喉科 <input type="checkbox"/> 浜松医科大学 耳鼻咽喉科 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 受診票のサイズは、基本的に妊婦健診票及び乳児健診票に準じる。

※ 受診票の色は、「黄緑色」を基本とし、妊婦健診票及び乳児健診票と混同しないよう配慮する。

様式1-3 新生児聴覚スクリーニング検査 要再検/要精密後のリーフレット

静岡県乳幼児聴覚支援センターは

<http://shizuoka-kikoosupport.jp/>

お子さんの聞こえ（聴覚）を心配される、お父さんお母さん方を支援する静岡県の相談センターです。

【ご相談内容】
 ・お子さんの聞こえ（聴覚）のご心配や不安にお答します。
 ・新生児聴覚スクリーニング検査後の検査、精密検査機関についてお答えします。

【ご利用方法】
 ・日時：毎週火～金曜日 10時～17時
 ・費用：無料

お問い合わせ

〒420-8527
 静岡市葵区北安東4丁目27-1
 静岡県立総合病院 先端医学棟5階
静岡県乳幼児聴覚支援センター
 [TEL] 代表 054(247)6111
 [Email] gh-nyuyoji-asc@i.shizuoka-pho.jp
 メールでのお問い合わせは随時行っています。

ことばや聞こえの発達表

出生～3か月

- 突然大きな音がするとびくっとする
- 誰かが話したり、音をたてたりすると目を覚ましたり泣き出したりする
- お母さんの声に気づき、話しかけるとしずかになる

3～6か月


- 興味がある音の方に目を向けたり、ゆっくり探す
- 音に聞き入る様子が見られる
- 音がするとすぐに目を覚ます

6～12か月

- 小さな音にもすぐ気づき、その音のする方を見る。
- 「ため」や「ハイハイ」のことばを理解する

12か月～

- ことばを真似しはじめる
- 「ママ」「ワンワン」などのことばを話しはじめる



〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL: 054(221)2993
 静岡県健康福祉部 こども家庭課

令和3年2月発行

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

赤ちゃんの聞こえを
心配されるお母さんへ

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

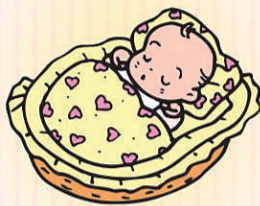
新生児聴覚スクリーニング検査で
「要再検査」といわれたら・・・



静岡県乳幼児聴覚支援センター

お誕生おめでとうございます♡

「健やかに」と願いながら、お子さんの子育てに励んでいらっしゃることでしょ。しかし、生まれて間もなく「耳の聞こえについて再検査が必要です。」と言われ、ご心配のある方のために、リーフレットを作成しました。



*リーフレットをご覧になって、ご相談があれば、当センターへご連絡ください。

★「要再検査」になったからといって、必ず「難聴」というわけではありません。
「耳の聞こえをくわしく調べましょう。」
 ということです。

★要精密の結果が、必ずしも難聴を意味しているわけではありません。
 検査時に赤ちゃんが動いたり、新生児耳垢（胎脂）があると正しい結果になりません。きちんと確かめるために、産科の紹介状を持って、精密聴力検査機関で検査を受けましょう。

★「再検査」ってどんな検査でしょう？
 主に ABR（聴性脳幹反応検査）を行います。
 この検査は脳の中で音がどのように聞こえているか調べます。医師の指示で赤ちゃんをお薬で眠らせて行います。そのほか言語聴覚士によるBOA（行動反応聴力検査）を行う場合もあります。

新生児聴覚スクリーニング検査で要精密と診断された場合は下記の精密聴力検査機関で詳しい検査を受けてください。

◎沼津市立病院耳鼻咽喉科
 沼津市東椎路字春ノ木550
☎055-924-5100

◎静岡県立総合病院耳鼻咽喉科
 静岡市葵区北安東4-27-1
☎054-247-6111

◎聖隷浜松病院耳鼻咽喉科
 浜松市中区住吉2-12-12
☎053-474-2222

◎浜松医科大学医学部附属病院耳鼻咽喉科
 浜松市東区半田山1-20-1
☎053-435-2111





様式 2 - 1 新生児聴覚スクリーニング検査申し込み書 自動ABR (AABR) 用

新生児聴覚スクリーニング検査について

当院では赤ちゃんのきこえの障害を早期に発見するために、新生児聴覚スクリーニング検査を行っております。

この検査は、自動聴性脳幹反応（自動ABR）という方法で、刺激音を聴かせ、音が聴こえたときに脳から出る微弱な反応波を検出し、正常な波形と比較することにより、自動的に判定を行う検査です。検査は入院中（出生後24時間以降）に行います。授乳後、赤ちゃんがよく眠っている間に短時間で行える検査で、痛みや副作用、お薬の使用もありません。検査結果は「パス」または「要再検」として報告されます。

「パス」の場合は、耳のきこえに問題がないといえます。ただし進行性の難聴や、中耳炎などによる一時的な難聴が起こることもありますので、「パス」であっても、成長・発達の中で、耳のきこえに注意を向け、きこえに不安や心配がある時には、医療機関に相談することが必要です。

「要再検」の場合は、スクリーニング検査ではうまく判定ができないという意味なので、詳しいきこえの検査を受けていただきます。この詳しい検査は、指定の耳鼻咽喉科で行っていますので、必要な場合は、そちらへご紹介します。新生児の場合、聴覚が正常であっても、耳の中に液体が残っていたり、検査時の体動や啼泣のためにパスしないことがあり、「要再検」は必ずしも聴覚障害があることを意味しません。ですがきちんと確かめる必要があります。「要再検」になった場合、精密検査をもれなく受けられたか、また、聴覚障害やその疑いがあると判断されたお子さんが適切な早期支援を受けられているかどうか確認し、お住まいの市や町の保健師が助言や指導を行うために検査結果を行政機関に報告します。

このスクリーニング検査を受けるかどうかは、検査についてよく説明を聞いて、生まれる赤ちゃんのご家族で考えてください。

検査を受けたいかどうか、○印をつけ、御署名ください。

検査を受けなくても、通常の診療で不利益になることはありません。また、この検査を受けなくても、赤ちゃんのきこえの発達を注意深く見ていくことで、聴覚障害を見つけることも可能です。

同意書兼検査申込書

- 新生児聴覚スクリーニング検査についての説明を受けました。
- 私の子供が新生児聴覚スクリーニング検査を受けることを

[希望します ・ 希望しません] (いずれかに○をつけてください)

- 「要再検」の場合、その結果を行政機関へ通知することを

[同意します ・ 同意しません] (いずれかに○をつけてください)

令和 年 月 日

保護者住所			
電話番号			
(入院中の連絡先)			
保護者署名		赤ちゃんとの続柄	
赤ちゃんのお名前 (決まっていれば)			

様式2-2 新生児聴覚スクリーニング検査申し込み書 OAE用

新生児聴覚スクリーニング検査について

当院では赤ちゃんのきこえの障害を早期に発見するために、新生児聴覚スクリーニング検査を行っております。

この検査は耳音響放射（OAE）という方法で、刺激音を聴かせ、音が聴こえたときに内耳から反射して出てくる小さな音を記録し、自動的に判定を行う検査です。検査は入院中（出生後24時間以降）に行います。授乳後、赤ちゃんがよく眠っている間に短時間でできる検査で、痛みや副作用、お薬の使用もありません。検査結果は「パス」または「要再検」として報告されます。

「パス」の場合は、耳のきこえに問題がないといえます。ただし進行性の難聴や、中耳炎などによる一時的な難聴が起こることもありますので、「パス」であっても、成長・発達の中で、耳のきこえに注意を向け、きこえに不安や心配がある時には、医療機関に相談することが必要です。

「要再検」の場合は、スクリーニング検査ではうまく判定ができないという意味なので、詳しいきこえの検査を受けていただきます。この詳しい検査は、指定の耳鼻咽喉科で行っていますので、必要な場合は、そちらへご紹介いたします。新生児の場合、聴覚が正常であっても、耳の中に液体が残っていたり、検査時の体動や啼泣のためにパスしないことがあり、「要再検」は必ずしも聴覚障害があることを意味しません。ですがきちんと確かめる必要があります。「要再検」になった場合、精密検査をもらえなく受けられたか、また、聴覚障害やその疑いがあると判断されたお子さんが適切な早期支援を受けられているかどうかを確認し、お住まいの市や町の保健師が助言や指導を行うために検査結果を行政機関に報告します。

このスクリーニング検査を受けるかどうかは、検査についてよく説明を聞いて、生まれる赤ちゃんのご家族で考えてください。

検査を受けたいかどうか、○印をつけ、御署名ください。

検査を受けなくても、通常の診療で不利益になることはありません。また、この検査を受けなくても、赤ちゃんのきこえの発達を注意深く見ていくことで、聴覚障害を見つけることも可能です。

同意書兼検査申込書

- 新生児聴覚スクリーニング検査についての説明を受けました。
- 私の子供が新生児聴覚スクリーニング検査を受けることを

[希望します ・ 希望しません] (いずれかに○をつけてください)

- 「要再検」の場合、その結果を行政機関へ通知することを

[同意します ・ 同意しません] (いずれかに○をつけてください)

令和 年 月 日

保護者住所			
電話番号			
(入院中の連絡先)			
保護者署名		赤ちゃんとの続柄	
赤ちゃんのお名前 (決まっていれば)			



様式3-1 スクリーニング結果説明 自動ABR (AABR) 「要再検/要精密」

ちゃんの 保護者の方へ

ちゃんは、 月 日 (日目) に行った新生児聴覚スクリーニング (AABR) において、「要再検：判定できないため詳しい検査をうけてください」という結果ができました。

しかし、この結果が出た赤ちゃんが、必ずしも「聴こえに異常がある」「聴こえにくい」というわけではありません。

生まれつきの難聴がある赤ちゃんは1000人のうち約1~2人 (0.1%~0.2%) と言われていますが、この検査機器では1000人のうち10人~30人 (1~3%) のお子さんが「要再検」となることが知られています。耳垢がつまっていたり検査時に少し動いてしまったりするなど検査時の赤ちゃんの状態によってうまく検査ができなかった可能性もあります。ですが、耳鼻咽喉科で耳の中をみてもらい、きちんと詳しい検査をして確かめましょう。

赤ちゃんのきこえの詳しい検査ができる耳鼻咽喉科をご紹介しますので、受診してください。

令和 年 月 日

病院 科

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式3-2 スクリーニング結果説明 OAE 「要再検/要精密」

ちゃんの 保護者の方へ

ちゃんは、 月 日 (日目) に行った新生児聴覚スクリーニング (OAE) において、「要再検：判定できないため詳しい検査をうけてください」という結果ができました。

しかし、この結果が出た赤ちゃんが、必ずしも「聴こえに異常がある」「聴こえにくい」というわけではありません。

生まれつきの難聴がある赤ちゃんは1000人のうち約1~2人 (0.1%~0.2%) と言われていますが、この検査機器では1000人のうち30人~70人 (3~7%) のお子さんが「要再検」となることが知られています。耳垢がつまっていたり検査時に少し動いてしまったりするなど検査時の赤ちゃんの状態によってうまく検査ができなかった可能性もあります。ですが、耳鼻咽喉科で耳の中をみてもらい、きちんと詳しい検査をして確かめましょう。

赤ちゃんのきこえの詳しい検査ができる耳鼻咽喉科をご紹介しますので、受診してください。

令和 年 月 日

病院 科

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

11 様式・資料

様式3-3 スクリーニング結果説明 自動ABR (AABR) 「パス」

ちゃんの 保護者の方へ

ちゃんは、 月 日 (日目) に行った新生児聴覚スクリーニング (自動ABR) において、「パス：現時点で難聴はない」という結果がでました。

これは生まれつきの聴こえの障害がないことを意味しています。ですが、これからの成長の過程で、中耳炎やおたふくかぜ等が原因で聴こえの障害が起こることもありますので、母子手帳の聴こえの発達の項目や、きこえの発達表などを参考にして、お子さんの聴こえやことばの発達をみていってあげてください。

今後、お子さんの聴こえやことばの発達についてご心配の点がありましたら、かかりつけの小児科、耳鼻咽喉科、あるいは健診時に保健師にお気軽にご相談ください。

令和 年 月 日

病院 科

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式3-4 スクリーニング結果説明 OAE 「パス」

ちゃんの 保護者の方へ

ちゃんは、 月 日 (日目) に行った新生児聴覚スクリーニング (OAE) において、「パス：現時点で難聴はない」という結果がでました。

これは生まれつきの聴こえの障害がないことを意味しています。ですが、これからの成長の過程で、中耳炎やおたふくかぜ等が原因で聴こえの障害が起こることもありますので、母子手帳の聴こえの発達の項目や、きこえの発達表などを参考にして、お子さんの聴こえやことばの発達をみていってあげてください。

今後、お子さんの聴こえやことばの発達についてご心配の点がありましたら、かかりつけの小児科、耳鼻咽喉科、あるいは健診時に保健師にお気軽にご相談ください。

令和 年 月 日

病院 科

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



様式4 きこえとことばのチェックリスト

「お子さんには お母さんの声が聞こえていますか？」 家庭でできるお耳のきこえとことばのチェックリスト

赤ちゃんは1歳前でも、色々な音を聞いたり、声を出したりして、話しことばを学ぶための準備をしています。きこえの障害があって、それが見過ごされると、話しことばの発達が阻害されます。きこえの障害は、早く見つけて早く対応してあげること、ことばの遅れを防ぐことができます。

出生後すぐに、新生児聴覚スクリーニングを受けて、パスした場合でも、中耳炎やおたふくかぜによって、後からきこえの障害が起こることもありますので、新生児聴覚検査をパスしても、お子さんのきこえに注意を向けてあげてください。

お子様のきこえとことばの発達を月齢毎に書き出してあります。出来る項目にチェックをして、各月齢でチェックした項目が半分以下の場合、また、少しでも心配なことがあるときは、かかりつけの小児科医・耳鼻科医にご相談ください。

<3か月頃>

- 大きな音に驚く。
- 大きな音で目を覚ます。
- 音がする方向を向く。
- 泣いているときに、声をかけると泣きやむ。
- あやすと笑う。
- 話しかけると、「アー」「ウー」などと声を出す。

<6か月頃>

- 音がする方を向く。
- 音が出るおもちゃを好む。
- 両親など、よく知っている人の声を聞き分ける。
- 声を出して笑う。
- 「キャッキャッ」と声を出してよろこぶ。
- 人に向かって声を出す。

<9か月頃>

- 名前を呼ぶと振り向く。
- 「イナイイナイバー」の遊びを喜ぶ。
- 叱った声「ダメッ!」「コラッ!」などという、手を引っ込めたり、泣き出したりする。
- おもちゃに向かって声を出す。
- 「マ」「バ」「バ」などの音を出す。
- 「チャ」「ダダ」などの音を出す。

<12か月頃>

- 「ちょうだい」「ねんね」「いらっしゃい」などのことばを理解する。
- 「バイバイ」のことばに反応する。
- 大人のことばをまねようとする。
- 意味のあることばではないが、さかんにおしゃべりする。
- 意味があることばを1つか2つ言える。
(食べ物のことを「マンマ」、おかあさんを「ママ」など)
- 単語の一部をまねて言う。

<1歳6か月頃>

- 絵本を読んでもらいたがる。
- 絵本を見て知っているものを指す。
- 簡単ないつけが分かる。(「コップをもってきて」「このゴミを捨てて」など)
- 意味があることばを3つ言える。(「ワンワン」「マンマ」「ンマンマ」など)
- 絵本を見て知っているものの名前を言う。

様式5 スクリーニング機関から静岡県立総合病院への紹介状

紹介状

令和 年 月 日

新生児聴覚スクリーニング検査

精密聴力検査機関

静岡県立総合病院 頭頸部耳鼻咽喉科 担当医 様

(スクリーニング検査機関名)

所在地

医療機関名

代表者

下記のお子さんの精密聴力検査を依頼いたします。

ふりがな				平成	令和	年	月	日
氏名	男 女	生年月日						
住所								
他連絡先								
出生時所見 特記事項等	(出生体重 g)		(在胎週数 週)		日)			
スクリーニング 結果 (コピーの添付で代用可)	使用機器	自動ABR (機種名)						
		OAE (機種名)						
	結果	検査日 令和(平成) 年 月 日 (日齢)						
		右耳			左耳			
パス ・ 要再検			パス ・ 要再検					
◎お住まいの市町保健センターへ保護者支援のため、この結果の通知について保護者の同意を確認した。 [はい ・ いいえ] (いずれかに○をつけてください)								
備考								



様式5 スクリーニング機関から精密検査機関への紹介状

紹介状

令和 年 月 日

新生児聴覚スクリーニング検査

精密聴力検査機関

担当医様

(スクリーニング検査機関名)

所在地

医療機関名

代表者

下記のお子さんの精密聴力検査を依頼いたします。

ふりがな				平成	令和	年	月	日	
氏名	男 女	生年月日							
住所									
他連絡先									
出生時所見 特記事項等	(出生体重 g)		(在胎週数 週)		日)				
スクリーニング結果 (コピーの添付で代用可)	使用機器	自動ABR (機種名)							
		OAE (機種名)							
	結果	検査日 令和(平成) 年 月 日 (日齢)							
		右耳			左耳				
	パス ・ 要再検			パス ・ 要再検					
◎この結果について、静岡県乳幼児聴覚支援センターへ通知することの保護者の同意を確認した。 [はい ・ いいえ] (いずれかに○をつけてください)									
備考									

11 様式・資料

様式6 新生児聴覚スクリーニング検査 相談結果票

新生児聴覚スクリーニング検査 相談結果票

1号紙（初回）

児の氏名			生年月日	令和	年	月	日	
性別	男・女		出生	第 子				
住所	一戸建 ・ アパート (階)		電話		- -			
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	健康状態			
	父				健・否 ()			
	母				健・否 ()			
					健・否 ()			
					健・否 ()			
	家族数	人		家族・近親者のうち聴覚障害者の有無				
特記事項								
妊娠中	異常	有 : 妊娠悪阻・妊娠高血圧症候群・貧血・切迫流産・切迫早産・糖尿病 無 その他 ()						
	嗜好	煙草 (本/日) アルコール () その他 ()						
	服薬	有 () 無						
分娩・出産	分娩予定日	年 月 日	在胎週数	単体・多胎 ()				
	異常の有無	胎児異常・全早期破水・産科手術・(吸引・鉗子・帝切・麻酔)・他						
	分娩時間	約 時間	分娩時障害の有無	有 () ・ 無				
	出生時	体重 g	身長 cm	胸囲 cm	頭囲 cm			
	他の障害・疾患の有無	有 () 対処・方針 () 無						
聴覚検査	初回検査	令和 年 月 日	右 (パス ・ 要再検) 左 (パス ・ 要再検)					
	確認検査	令和 年 月 日	右 (パス ・ 要再検) 左 (パス ・ 要再検)					
	二次精査	令和 年 月 日	右 (パス ・ 要再検) 左 (パス ・ 要再検)					
		他の疾患・障害の有無対処及び方針		有・無				
		二次精査医療機関名						
	精密聴覚検査		令和 年 月 日	ABR閾値	右 () dB	左 () dB		
		耳鼻科学的所見						
		検査後の方針：1 経過観察						
		2 療育機関紹介 (機関名)						
		3 終了						
その他参考事項								
精密聴覚検査機関名								
担当医師名								

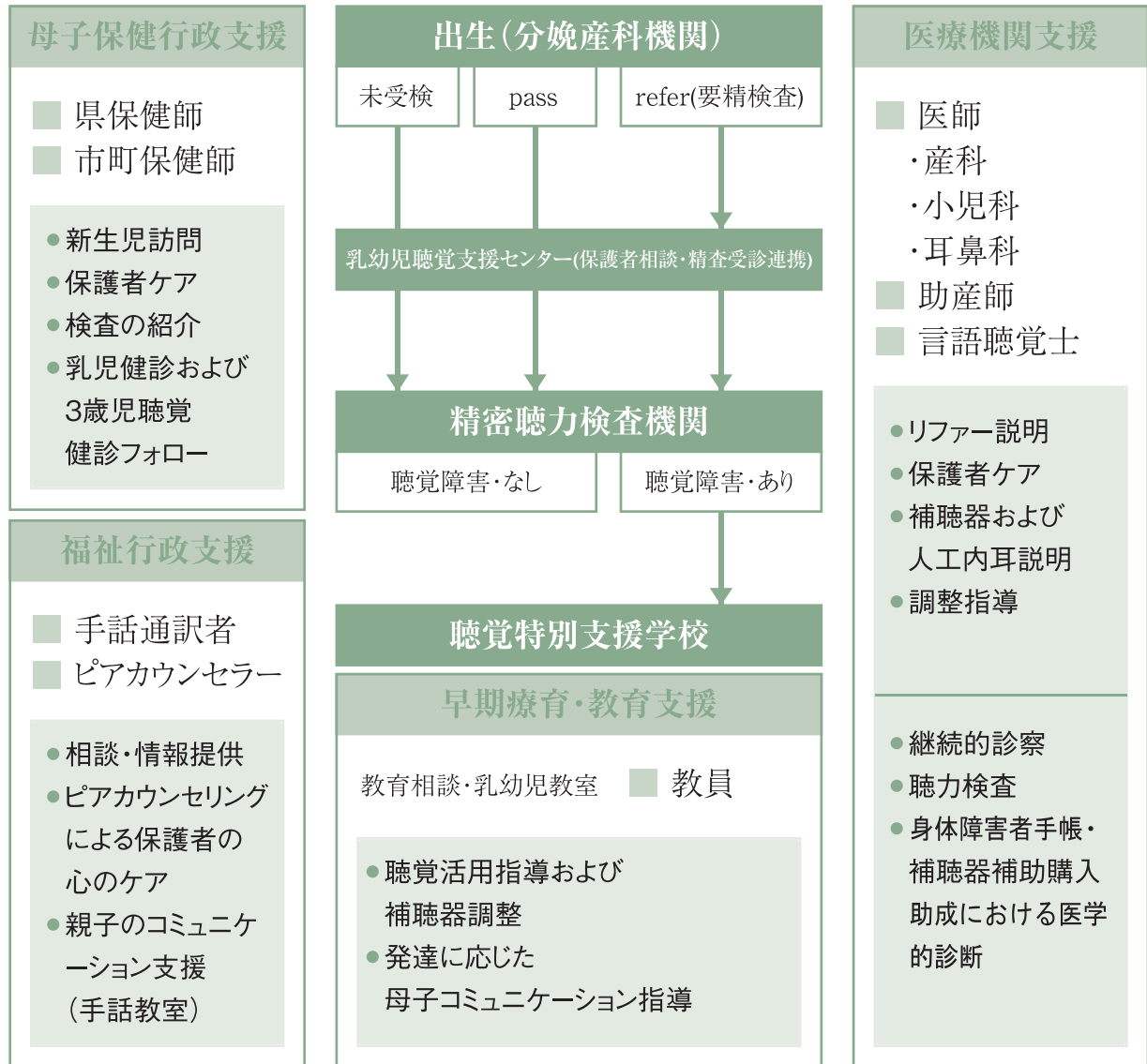


年月日	令和 年 月 日 ()		時 分
面接担当者	種別	訪問・電話・その他 ()	
被面接者	母・父・祖母・祖父・他 ()		
連絡医師の指示	連絡医師名 ()		
主 訴			
児 の 状 況	栄 養	母乳 () 回/日 ミルク () ml × () 回/日 離乳食 () 回/日	
	一般状態 及び発達	体重 g 退院後の体重増加 g/日 便通 () 回/日 その他発達面において気になること (母又は保健師) : 有・無 有の内容 []	
	耳の聞こえに 関する事項		
母 の 状 況	産 褥 の 経 過	悪露 : 有・無 母乳分泌 : 良・不良 産後鬱状態: 有・無	
	就 業 に つ いて	就業予定 有 () ・無 希望 有・無	
	心 理 面	最初の検査と結果について 説明 : 有 [] 無 不安 : 有 [] 無	
保 健 師	支援内容		
今後の方針 継続訪問の要否	要 : (訪問 ・ 電話)	次回予定時期 () 否	

2号紙(2回目以降)

年月日	令和 年 月 日 ()		時 分
面接担当者	種別	訪問・電話・その他 ()	
被面接者	母・父・祖母・祖父・他 ()		
連絡医師の指示	連絡医師名 ()		
主 訴			
児 の 状 況	栄 養	母乳 () 回/日 ミルク () ml× () 回/日 離乳食 () 回/日	
	一般状態 及び発達	体重 g 退院後の体重増加 g/日 便通 () 回/日 その他発達面において気になること(母又は保健師) : 有・無 有の内容 []	
	耳の聞こえに 関する事項		
	就 業 に つ いて	就業予定 有 () ・無 希望 有 ・無	
	心 理 面	最初の検査と結果について 説明 : 有 無 [] 不安 : 有 無 []	
保 健 師	支援内容		
今後の方針 継続訪問の要否	要 否	(訪問 ・ 電話) 次回予定時期 ()	

新生児聴覚スクリーニング検査後の支援体制について



1 感音難聴

蝸牛のコルチ器の有毛細胞障害など、内耳の感覚器や聴神経の障害による聴覚障害。中等度から高度の聴覚障害が多い。

2 伝音難聴

中耳炎や外耳道閉鎖、耳小骨奇形など、中耳までの音を伝える部分の障害による聴覚障害。軽度から中等度の聴覚障害が多い。

3 ABR（聴性脳幹反応）

脳波の誘発電位の一つである。音刺激により得られる脳幹から出る脳波を加算平均したもの。

4 自動ABR（AABR：自動聴性脳幹反応）

脳波の誘発電位の一つであるABRを自動解析する装置である。結果は「パス (pass)」あるいは「要再検／要精密 (refer)」で示される。「パス (pass)」の場合は原則として正常聴力とみなす。通常のスクリーニング用には反応閾値35dBの設定を用いる。反応閾値を自由に設定できる機種もある。

5 OAE（耳音響放射）

2種類のタイプがあり、歪（ひずみ）成分耳音響放射（DPOAE）と誘発耳音響放射（TEOAE）である。耳に音を入れると、内耳より放射されてくる小さな音で、この音そのものを記録する検査方法である。

6 補聴器

音を増幅して、耳に伝えるもの。

補聴器には、耳掛け形、挿耳形、骨導型のほか色々なタイプがある。最近ではデジタル補聴器が普及している。

7 人工内耳

電極を蝸牛の中に挿入して、電気刺激を直接聴神経に伝える装置。

体外にマイクロホン、送信コイル、音の振動を電気信号に変える信号処理装置（スピーチプロセッサ）をおく。信号はコイルを通して、頭皮下に植え込まれたレシーバー・ステイミュレーター（送信コイル、電子回路、電極がシリコン樹脂で成形されたもの）の受信器へ電磁誘導で送られる。この機器を用いることによって従来補聴器を用いても音を十分に聞くことができなかった最重度難聴児でも音声によって会話が可能になるが、その言語能力には個人差も大きい。

8 聴覚（障害）補償

適切な補聴器や人工内耳を装用することにより、聴覚を活用し、聴覚学習とより明確に話すための発音指導を受けること、手話の力を身につけることなど、主として子どもが持っている障害を軽減したり、改善したりすること。

9 マスクリーニング

対象グループ全体に対して特定の検査を行い、特定の疾患者を選び出すこと。

10 新生児聴覚スクリーニング

新生児の聴覚障害を発見するための検査。

11 精密聴力検査

新生児聴覚スクリーニングで聴覚障害が疑われた場合に診断を確定するための検査。

12 「パス (pass)」と「要再検／要精密 (refer)」

聴覚スクリーニング機器の判定結果、「パス (pass)」の場合、基本的にその時点では聴覚に異常がないとして良い。

「要再検／要精密 (refer)」とは、もう一度検査の必要があることを示しているもので、直ちに聴覚障害があることを意味するものではない。「要精査」と呼ぶことがある。

13 ハイリスク児とローリスク児

聴覚障害のリスク因子を1つでも持つ児をハイリスク児と呼び、それ以外の児をローリスク児と呼ぶ。

14 聴覚障害のハイリスク因子

- (1) 極低出生体重児
- (2) 重症仮死
- (3) 高ビリルビン血症（交換輸血施行例）
- (4) 子宮内感染（風疹、トキソプラズマ、梅毒、サイトメガロウイルスなど）
- (5) 頭頸部の奇形
- (6) 聴覚障害合併が知られている先天性異常症候群
- (7) 細菌性髄膜炎
- (8) 先天聴覚障害の家族歴
- (9) 聴神経毒性薬剤使用
- (10) 人工換気療法（5日以上）

12 用語解説

15 児童発達支援センター

聴覚障害児を含め、障害のある子どもを通所させて日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活の適応のための訓練を行う施設。以前は障害種別ごとに分かれていたが、平成24年度より一本化された。

16 聴覚特別支援学校（聾学校）

幼稚園では、補聴器や人工内耳を活用して主に話し言葉の習得を促す指導を行っている。小学部では、引き続き言語力を高める指導や基礎学力の向上を目指す指導などを行っている。中学部や高等部では、指文字や手話なども用いて、基礎学力の向上や障害の自覚にかかわる指導などを行っている。

幼稚園を中心に、障害のある乳幼児やその保護者に対して、子どもの発達段階や障害に配慮した母子のあり方、遊びの工夫等について早期からの教育相談を行うなど、地域における特別支援教育の相談支援センターとしての役割を果たすように努めている。

17 手話

日本には日本語対应手話と日本手話があり、前者は聴者の間で使われる日本語に対応させて作られた手話で、聾教育で広く用いられてきた。これに対し日本手話は聾者の間に生まれたオリジナル手話で、言語学的には日本語対应手話とは別の言語といえるもので、これを習得するには乳幼児期の早期から聾者の中で育てられることが必要といわれている。

18 聴覚口話

補聴器や人工内耳を使用して、保有する聴力を活用したり、口形を参考にしたりして、言葉を話しながら自然と言語力を高めていく指導方法。

19 キュードスピーチ

5母音の口形+子音ごとのキュー・サイン（手のサイン）で1つの音を補助的に表して話す方法。静岡県内の聴覚特別支援学校では、それぞれ異なったキュー・サインを使用している。

20 指文字

1つの文字を1つの手のサインで表す。

静岡県
新生児聴覚スクリーニング検査と
事後対応マニュアル
第3版

発行 令和3年3月

静岡県健康福祉部こども家庭課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3501 fax 054-221-3279

静岡県乳幼児聴覚支援センター

監修 日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会



印刷用の紙にリサイクルできます。